

公益財団法人東京都スポーツ協会評議員会規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）の評議員会に関する事項は、法令又は協会の定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(構 成)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

第2章 評議員会の種類及び招集

(種 類)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合に開催することができる。

(決議事項)

第4条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の予算の承認
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(招 集)

第5条 評議員会は理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集手続)

第6条 理事長は、評議員会の開催日1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

第3章 評議員会の運営

(議長)

第7条 評議員会の議長は評議員長がこれにあたる。

2 評議員長は、改選後、最初に開催される評議員会において、出席した評議員の互選により決定する。なお、評議員長が退任等により欠けた場合には、その直後の評議員会において出席した評議員の互選により評議員長を決定する。

3 評議員長に事故があり評議員会に出席できないときは、その評議員会において出席した評議員の互選により議長を決定する。

(決議)

第8条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬の支給基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分または除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合は、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が当協会の定款第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで選任することとする。

(決議の省略)

第9条 理事長が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

- 第10条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

第4章 補 則

(規程の改正)

- 第11条 この規程は評議員会の議決によって改正することができる。

附 則

- 1 この規程は、理事会議決の日(平成24年6月14日)から施行する。
- 2 この規程は、平成24年6月27日開催の評議員会において追認。
- 3 この規程は、令和6年3月4日理事会議決後、令和6年3月22日評議員会議決を経て、令和6年4月1日から施行する。